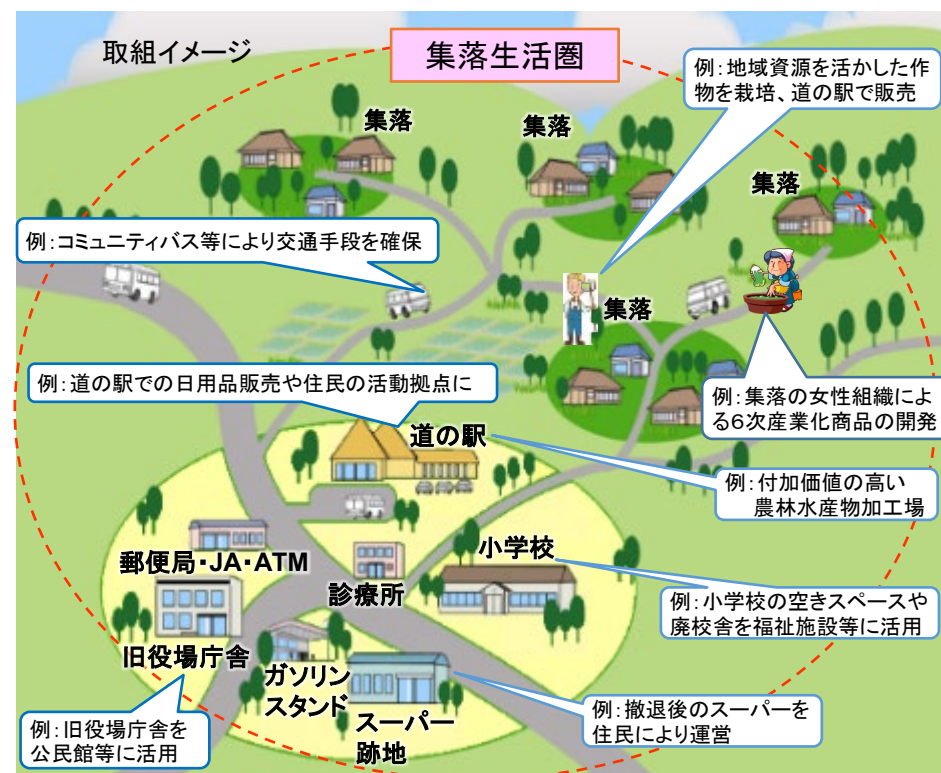


「小さな拠点」の形成推進について

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2027年度までに地域運営組織が運営する「小さな拠点」を全国で1,800箇所(2023年度:1,302箇所)形成することを目指す。(デジタル田園都市国家構想総合戦略「令和4年12月23日閣議決定」)



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持
住民の「生活の質」の維持・向上

2027年度までに
地域運営組織が運営する「小さな拠点」を全国で1,800箇所（2023年度：1,302箇所）形成することを目指す。

情報支援 ～取組効果の見える化、優良事例の横展開～

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集（小さな拠点・地域運営組織版）の作成
など

人材支援 ～担い手となる人材の育成を図る～

- ・全国フォーラム、地域セミナーの開催
- ・都道府県と連携したオンライン説明会の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
など

財政支援 ～各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援～

【主な予算措置】（令和6年度予算）

- ・[内閣府] デジタル田園都市国家構想交付金（1,000億円）
- ・[総務省] 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（4億円）
- ・[農水省] 農山漁村振興交付金（83.89億円）

【主な地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用等に対する地方交付税措置
- ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合い等に要する経費に対して特別交付税を措置

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（地域再生法16条）

【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

（これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件）

【制度概要】



※ 適用期限：令和8年3月31日まで

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



地方創生拠点整備交付金の活用 (H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。



小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- 平成30年3月（203名から8,980千円の出資）、平成30年8月（44名から7,110千円の出資）の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 第6期（R4.6.1～R5.5.31）の売上高は過去最高の3億6900万円を記録
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農用地除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

Ⅱ 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

○市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定

- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

Ⅲ 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

○市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け

▶ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に